平成２６年（フ）第３３１号
大津市苗鹿１丁目10番40号
破産者　池田　恒正
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４号
滋賀県甲賀市水口町春日42番地10
破産者　井村　博士
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８号
名古屋市緑区大高町字斎山26番地の１
破産者　大徳こと　永峯　　譲（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４８６号
京都府木津川市兜台５－１－３　コンフォール兜台18―101、住民票上の住所京都府木津川市兜台２丁目３番地20
破産者　大越　公**德**
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７号
京都市西京区下津林北浦町17番地
破産者　Ｌｅ　ＣＩＥＬこと　矢野　仁之
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
沖縄県宮古島市平良字下里1280番地１
キャッスルパイカタ202
破産者　山口　市郎
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第３３４号
兵庫県尼崎市久々知２丁目14番１号　エクセルハイツ105、前住所兵庫県西宮市生瀬町１丁目３番12号
破産者　佐藤　正行
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９１号
兵庫県西宮市山口町名来１丁目15番24―101号、前住所兵庫県神戸市北区菖蒲が丘２丁目11番地の50
破産者　**吉**岡　和之
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第８８３号
広島県安芸郡熊野町出来庭３－４―31、住民票上の住所広島県安芸郡熊野町城之堀４丁目15番14号
破産者　ジャパニーズパパこと　中川　基明
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２４号
長崎県長崎市愛宕３丁目22番８号　２Ｆ、開始決定時の住所長崎県長崎市片淵２丁目11番７号
破産者　土井　節子
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９２号
長崎県長崎市エミネント葉山町６番22号
破産者　稲田　修治
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９３号
長崎県長崎市エミネント葉山町６番22号
破産者　稲田　智美
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０４号
長崎県長崎市花丘町５番４号
破産者　永冨　一義
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２５４号
埼玉県朝霞市宮戸４―13―17株式会社ティーディーイー、住民票上の住所山形県最上郡真室川町大字及位286番地
破産者　高橋　義昭
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６０号
沖縄県沖縄市山内３丁目８番８号　マーブルサンドーム101号
破産者　川平　英二
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第８６８号
札幌市西区西野５条６丁目４番６号
破産者　小山　公夫
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９号
北海道上川郡美瑛町旭町２丁目２番20号Ａ―103号室、破産手続開始決定時の住所北海道北見市東三輪１丁目85番地１　ラピュタルーチェ205号
破産者　西尾　貴則
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係